加茂市自家用天然ガス採取規制条例（昭和53年10月２日条例第23号）
最終改正：
改正内容：昭和53年10月２日条例第23号

〇加茂市自家用天然ガス採取規制条例
昭和53年10月２日条例第23号

加茂市自家用天然ガス採取規制条例

（目的）
第１条　この条例は、自家用天然ガス採取に伴う地下水の汲上げを規制することにより、地盤沈下の防止を図ることを目的とする。

（用語の定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　自家用天然ガス　鉱業法（昭和25年法律第289号）第７条第１号に掲げる天然ガスのうち水溶性のものをいう。
（２）　新規採取　新たに採取施設を設けて自家用天然ガスを採取することをいう。
（３）　更新採取　現に自家用天然ガスを採取している者が採取施設の老朽化等により施設を更新することをいう。

（採取の禁止）
第３条　何人も、別表に掲げる地域内（以下「規制地域」という。）において新規採取をしてはならない。

（更新採取の許可申請）
第４条　規制地域において、他の燃料への転換が困難で、やむを得ず更新採取をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
２　前項の規定による許可を受けようとする者は、更新採取をしようとする20日前までに、許可申請書を市長に提出しなければならない。

（許可の条件）
第５条　市長は、地盤沈下の防止を図るため必要と認める場合は、前条の許可に必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）
第６条　市長は、自家用天然ガス採取者（以下「採取者」という。）が、次の各号の一に該当する場合には採取許可を取消し、又は採取の停止を命ずることができる。
（１）　虚偽の申請により許可を受けたとき。
（２）　許可及びこれに付した条件に違反したとき。
（３）　第７条第１項の規定による立入調査を正当な理由なく拒否したとき。

（立入調査等）
第７条　市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、採取者から報告を求め、又は採取調査員を採取施設に立ち入らせ、調査を行わせることができる。
２　　前項の採取調査員は、市長が任命する。
３　　採取調査員は、調査を行うときはその身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示さなければならない。
４　　採取調査員は、調査を行うときは関係者を立会わせなければならない。

（指導及び勧告）
第８条　市長は、前条の規定による報告又は調査の結果必要と認めるときは、採取者に対し採取に関する指導及び勧告を行うことができる。

（採取台帳等の備付け）
第９条　市長は、規制地域内の自家用天然ガスの採取量及び採取に伴う地下水の汲上量を明らかにした帳簿、その他必要な書類を備えるものとする。

（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表
規制地域
加茂市大字　　田中新田
　　鵜森
　　砂押新田
　　前須田
　　後須田
　　北潟
　　五反田